

農地・農業用施設を管理している皆様へ

宇部市 農林整備課

災害発生時の手引き

災害発生時の被害報告などの仕組みや、流れをこの手引きによりお知らせしますのでご活用下さい。

1 防災の秘訣は、普段から農地や農業用施設の維持管理を適切に行うことです。
梅雨時期や台風時期前に、所有・管理している農地・農業用施設の管理・補修を行いましょう。

2 災害(豪雨・台風などで)が発生したら裏面の流れ図を参照して下さい。

3 留意事項

○ 国への報告には期限がありますので、**被害の報告は、被災後、概ね10日以内**にお願いします。

被害報告が遅れた場合、国の補助金を活用した災害復旧事業が出来なくなりますので、ご注意ください。

○ 災害復旧事業が適用される気象条件は、例えば、豪雨災害の場合、最大降雨量が80ミリ以上・時間最大雨量が20ミリ以上が条件となります。

詳細は 農林整備課 へお問い合わせ下さい。

(電話 67-2816 FAX 67-0153)

所在地：宇部市大字船木字野田442番地11

災害報告の流れ及び連絡先一覧

①災害が発生したら

天候の回復を確認してから、見回りを行って下さい。

(災害の適用かどうかの確認は、農林整備課にお尋ね下さい。)

②報告



農地や農業用施設で、被災した箇所があれば
概ね10日以内に報告して下さい。

③連絡先



農林整備課

電話 67-2816 FAX 67-0153

最寄の市民センター

防災危機管理課

電話 34-8139

直接あるいは、電話などでご連絡下さい。

災害受付表を作成します。

④現地調査及び判定



農林整備課の職員が現地調査を行い、被害の程度の判定をします。